

住吉町内会

公民館規約

2019年4月改訂

2024年5月改訂

第1章 名称

(名称)

第1条 この会は、住吉公民館と称し(以下「館」という。)、事務所を安城市住吉町6丁目6番地6に置く。

第2章 館員

(館員)

第2条 館員は、住吉町に住所を有する町民とし、町内会費納入世帯を単位とする。

第3章 目的

(目的)

第3条 館は、地域における社会教育の拠点として、住民のために实际生活に即する教育、文化スポーツに関する各種の事業をい行う。これによって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図ると共に、館員相互の友好を深め連帯意識を高揚し、明るく住みよい町づくりに貢献することを目的とする。

第4章 事業

(事業)

第4条 館は、第3条の目的達成のため、次の事業活動を行う。

- 1 生涯学習に必要な場と、機会の提供に関する事。
- 2 館員相互の親睦、各世代の交流、体育・レクリエーション等に関する事。
- 3 各種の団体、機関との連絡・調整を図ること。
- 4 安城市地区公民館(作野公民館)との連絡を密にしながら、その事業に協力すること。
- 5 館の施設を、住民の集会その他公共的利用に供すること。
尚、その他の目的での施設利用については細則にて定める。
- 6 その他、第3条の目的達成に関する事。

(活動組織)

第5条 第4条の事業活動のほか、第3条の館の目的に沿って具体的活動を行う為以下の活動団体を公認しその活動のための助成を行う。

- 1 住吉子ども会
- 2 住吉町楽寿会
- 3 住吉町なでしこクラブ

尚、新規に活動する団体の公認は役員会にて審議承認することとする。

また、各公認活動団体は半期ごとに活動経過報告と会計報告を役員会に報告するものとし、報告が行われない団体には、助成停止・活動休止を勧告する。

(活動禁止事項)

第6条 館は、次の行為を行ってはならない。

- 1 営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その営利事業を援助すること。
- 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は、公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。
- 3 特定の宗教を支持し、また教派、宗派若しくは教団等を支持すること。

第5章 役員

(役員)

第7条 館は、次の役員を置き運営委員会を構成する。

- | | |
|---------|---------------|
| 1 館長 | (町内会会長が就任する) |
| 2 公民館主事 | (町内会副会長が就任する) |
| 3 会計 | (町内会会計が兼務する) |
| 4 運営委員 | (第9条1に記載) |
| 5 監事 | (町内会監事が兼務する) |

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事

- 1 館長は館を代表し、館務を統括する。

- 2 公民館主事は館の運営、事務を統括し、館長不在の時は館長を代行する。
- 3 会計は会計事務を処理する。
- 4 運営委員は館の事業、運営全般に当たる。
- 5 監事は会計監査を行う。

(運営委員の選任及び任期)

第9条 運営委員の選任及び任期

- 1 運営委員は、地区委員及び地区副委員、市体育指導員、公民館助成団体の、代表者、その他、館長が推薦する有識者とする。
- 2 任期は各2年とし、再任を妨げない。

第6章 会議

(会議)

第10条 会議は、公民館役員会と組織会議とする。

(役員会)

第11条 役員会は、年1回開催する。また、特に必要あるときは臨時役員会を開催することができる、いずれも館長が招集する。

総会は次の事項について決定承認する。

- 1 助成を受けている団体を含む、事業計画及び予算案の決定に関すること。
- 2 助成を受けている団体を含む、事業報告及び決算の承認に関すること。
- 3 規約の制定及び改廃に関すること。
- 4 役員の選任及び解任に関すること。
- 5 その他必要事項。
- 6 館長及び主事は活動計画及び運営について、組織会議で報告し承認を得る。

(組織会議)

第12条 組織会議は、四半期ごとに館長が招集し、館の運営・各事業についての協議・参画をし、その事業の実践を図るものとする。

第7章 会計

(会計)

第13条 1 館の経費は、市よりの補助金、町内会助成金、及び寄付金、その他による。
2 支出は、町内会総会で決議された予算にもとづき、実施する。
3 会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 監査

(監査)

第14条 1 監事は、年度終了後に、会計監査及び業務監査を行い役員会に報告する。
2 監事は規則に違反した事項が確認され場合には、是正勧告を組織会議に行い、その旨を役員会に報告する。

細則

- 1 公民館の施設を使用するものは、館長の許可を得ることとする。
- 2 使用目的が、公民館活動以外の場合、又は町内会関係者以外が使用する場合はその使用料を徴収する。

	金額			
	午前	午後	夜間	全日
2階講堂	900円	900円	1,300円	3,000円
1階会議室	500円	500円		
1階和室	300円	300円		
卓球	50円/人	50円/人		